

「植物等の生物を用いた高機能品生産技術の開発／
研究開発項目④微生物による高機能品生産技術開発」
に係る公募要領
(助成事業)

2019年2月12日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

材料・ナノテクノロジー部

「植物等の生物を用いた高機能品生産技術の開発／
研究開発項目④微生物による高機能品生産技術開発」
に係る公募について
(2019年2月12日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、2016年度から2020年度まで「植物等の生物を用いた高機能品生産技術の開発」プロジェクトを実施しています。本プロジェクトでは2019年度より研究開発項目④「微生物による高機能品生産技術開発」を課題設定型の助成事業として実施するため、研究開発を行う事業者を民間企業等から以下の要領で募集します。

本プロジェクトは、2019年度の政府予算に基づき実施するため、予算案等の審議状況や政府方針の変更等により、公募の内容や採択後の実施計画、概算払の時期等が変更されることがあります。

1. 件名

「植物等の生物を用いた高機能品生産技術の開発／微生物による高機能品生産技術開発」

2. 事業概要

(1) 背景

バイオテクノロジーは、経済活動の様々な分野で利用される技術体系となっており、近年欧米や米国を中心に、バイオテクノロジーを用いた経済活動を“Bioeconomy”と称して政策提言に取り上げられています。OECDでは2009年に「The Bioeconomy to 2030: Designing a policy Agenda」というレポートを取りまとめ、2030年にはこの“Bioeconomy”がOECD諸国のGDPの2.7%（約192兆円）に成長すると予想し、中でもこれまで中心であった健康・医療分野での利用から、物質生産などの工業利用の市場が拡大していくと見込んでいます。

しかしながら、本分野における取り組みは欧米が先行しており、我が国としても競争力強化が急務となっています。また、現状は基礎学理が構築され、コンセプトが上がってきた段階であることから、国として生物を利用した高機能品生産に寄与することを実証していくことも重要です。

(2) 目的

植物等の生物が持つ物質生産能力を人工的に最大限引き出した細胞“スマートセル”を構築し、化学合成では生産が難しい有用物質の創製、又は従来法の生産性を凌駕することを目的に、必要となる基盤技術を開発するとともに、特定の生産物質における実用化技術を開発します。これにより、持続可能な社会の構築に資するスマートセルによるものづくり“スマートセルインダストリー”の実現を狙います。

(3) 事業内容

本プロジェクトは、4つの研究開発項目で構成されています。

研究開発項目①「植物の生産性制御に係る共通基盤技術開発」

研究開発項目②「植物による高機能品生産技術開発」

研究開発項目③「高生産性微生物創製に資する情報解析システムの開発」

研究開発項目④「微生物による高機能品生産技術開発」（2019年度～）

研究開発項目①及び②では、植物自身が有する豊富な代謝系を最大限活用することを前提に、生産性向上に資するゲノム編集技術等の基盤技術の開発、代謝系遺伝子発現制御の基盤技術及び人工栽培環境による代謝系の効率化技術開発を行うとともに、実用植物における高機能品生産の実用化技術を開発しています。

研究開発項目③では、動物や植物に比べてゲノムサイズが小さく、全細胞レベルの観察が可能である微生物を対象に、これらの特徴を活かして特定物質を生産する細胞プロセスを計算・解析し、最適なプロセス設計を可能とする統合オミクス解析等の情報解析技術を開発しています。また、細胞における物質生産プロセス解明のために必要なオミクス情報の取得に資する分析・評価手法や、解析結果に基づく遺伝子改変を効率的に行う長鎖 DNA 合成関連技術も並行して開発しています。

今回の公募対象である研究開発項目④「微生物による高機能品生産技術開発」では、特定の生産ターゲットを設定したうえで、研究開発項目③で開発した高生産性微生物設計システム等を活用し、目的物質の生産性向上を狙うとともに、量産化を見据え、宿主となる微生物の培養条件等を最適化する高機能品生産の実用化技術の開発を実施します。詳細は基本計画を参照してください。

(4) 事業期間

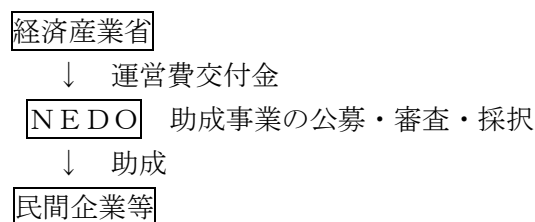
プロジェクト全体の研究開発期間 2016 年度から 2020 年度のうち、今回募集する本助成事業は 2019 年度から 2020 年度までの 2 年間とします。なお、2020 年度の事業期間は 2 月末までとします。

(5) 事業規模

2019 年度 研究開発項目④事業予算 (NEDO 負担) : 合計 400 百万円 予定

- ・助成事業の総事業費は、1 件あたり上限 100 百万円/年度から下限 20 百万円/年度を原則とします。
- ・予算の範囲内で採択します。なお、助成金は審査の結果及び国の予算の変更等により申請額から減額して交付することがあります。

(6) 事業スキーム図



注: 特定の生産ターゲットの生産技術開発において解決すべき課題を明示するとともに、研究開発項目③の基盤技術を活用する共同研究先機関を提示してください。

(7) 交付規程について

本助成事業は「課題設定型産業技術開発費助成金交付規程」に沿って実施します。

3. 応募要件

(1) 助成対象事業者

助成事業者は、次の要件 (課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第 5 条) を満たす、単独ないし複数で助成を希望する、本邦の企業、大学等の研究機関であることが必要です。

- 助成事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること
- 助成事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。
- 助成事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- 当該助成事業者が遂行する助成事業が、別途定める基本計画を達成するために十分に有効な研究開発を行うものであること。
- 当該助成事業者が助成事業に係る企業化に対する具体的計画を有し、その実施に必要な能力を有

すること。

- vi. 当該助成事業者が助成事業を国際連携による共同研究案件として実施することを目指している場合は、連携する国外の企業等（助成対象事業者には含まない）と共同研究にかかる契約・協定等を締結すること（又は連携の具体的予定を示すこと）ができること。また、知財権の取扱いを適切に交渉、管理する能力を有すること。

(2) 助成対象事業

助成事業として次の要件を満たすことが必要です。

- i. 助成事業が、別紙の基本計画に定められている課題の実用化開発を行うものであること。
- ii. 助成事業終了後直ちに実用化を目指す上での開発計画、投資計画、実用化能力の説明を行うこと（助成金交付申請書の（添付資料3）「企業化計画書」中に記載してください。）
- iii. 助成事業終了後、本事業の実施により、国内生産・雇用、輸出、内外ライセンス収入、国内生産波及・誘発効果、国民の利便性向上等、様々な形態を通じ、我が国の経済に如何に貢献するかについて、バックデータ※も含め、具体的に説明すること。（助成金交付申請書の添付資料1「助成事業内容等説明書」の「7. 期待される効果」中に記載してください。）（我が国産業の競争力強化及び新規産業創出・新規企業促進への波及効果の大きな提案を優先的に採択します。）
※バックデータ：上記の基礎となる主要な事項（背景、数値等）
- iv. なお、当該助成事業終了後、追跡調査や特許等の取得状況及び事業化状況調査（バイドールフォローアップ調査）に御協力いただく場合があります。
- v. 助成事業の事務処理については、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施すること。

(3) 助成対象費用

助成の対象となる費用は、課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第6条に示すとおりです。

(4) 補助率、及び助成金の額

i. 補助率

企業規模に応じて、原則、以下の比率で助成する。

- ・大企業：1/2 以内
- ・中堅・中小・ベンチャー企業：2/3 以内

*大企業とは下に定義する中堅企業及び中小・ベンチャー企業を除いた企業

*中堅・中小・ベンチャー企業とは、以下の（ア）（イ）（ウ）又は（エ）のいずれかに該当する企業等であって、かつ、大企業の出資比率が一定比率を超えないもの（注1）をいいます。

（ア）「中小企業」としての企業

中小企業基本法第2条（中小企業者の範囲及び用語の定義）を準用し、次表に示す「資本金基準」又は「従業員基準」のいずれかの基準を満たす企業です。

主たる事業として営んでいる業種 ※1	資本金基準 ※2	従業員基準 ※3
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種（下記以外）	3 億円以下	300 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下
サービス業	5 千万円以下	100 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下

※1 業種分類は、「日本標準産業分類」の規定に基づきます。

※2 「資本金の額又は出資の総額」をいいます。

※3 「常時使用する従業員の数」をいい、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。又、他社への出向者は従業員に含みます。

(イ)「中小企業者」としての組合等

以下のいずれかに該当する組合等をいいます。

1. 技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が(ア)の表の「中小企業者」としての企業又は企業組合若しくは協業組合であるもの
2. 1.のほか、産業技術力強化法施行令第6条第三号に規定する事業協同組合等

(ウ)「中堅企業」としての企業

常時使用する従業員の数(注2)が1,000人未満又は売上高が1,000億円未満のいずれかの条件を満たす企業であって、中小企業を除いたものをいいます。

(エ) 研究開発型ベンチャー

以下の条件をすべて満たす企業をいいます。

- ・試験研究費等が売上高の3%以上又は研究者が2人以上かつ全従業員数の10%以上であること。
- ・未利用技術等、研究開発成果が事業化されていない技術を利用した実用化開発を行うこと。
- ・申請時に上記要件を満たす根拠を提示すること。

(注1) 次の企業は、大企業の出資比率が一定比率を超えているものとします。

- ・発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業(注3)の所有に属している企業
- ・発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業(注3)の所有に属している企業

(注2) 常時使用する従業員には、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。又、他社への出向者は従業員に含みます。

(注3) 大企業とは、(ア)から(エ)のいずれにも属さない企業であって事業を営むものをいいます。ただし、以下に該当する者については、大企業として扱わないものとします。

- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関(ベンチャー財団)と基本約定書を締結した者(特定ベンチャーキャピタル)
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

(参考) 会計監査人の定義

株式会社の会計監査を行う公認会計士または監査法人。会社法337条により大会社や指名委員会等設置会社などに設置が義務付けられている株式会社の機関の一つ。監査役と異なり、独立的な立場から財務諸表等の監査を行う。なお、大会社・委員会設置会社以外の株式会社も会計監査人を設置することができる。

ii. 助成金の額

助成事業の総事業費は、1件あたり上限100百万円／年度から下限20百万円／年度を原則とします。

(助成金額は助成対象費用の総額に助成先の企業規模に応じた補助率を乗じた額とします。)

(5) 委託費・共同研究費

助成先が事業内容の一部を委託又は共同研究を行う場合には、あらかじめ交付申請書への記載が必要です。委託及び共同研究の助成対象費用額は原則として助成対象費用の総額の50%未満です。

また、本助成事業では、助成事業者が国公立研究機関、国立大学法人、公立大学法人、私立大学、高等専門学校、独立行政法人及びこれらに準ずる機関(以下「学術機関等」という。)と共同研究を実施する場合には、課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第6条第2項に基づき、学術機関等への共同研究費を定額助成します。学術機関等が助成事業者(提案者)となる場合や、助成事業者(提案者)が学術機関等に技術開発の一部を委託する場合は、定額助成とはなりませんのでご注意ください。

4. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って、提出書類を作成し、以下の提出期限までに郵送又は持参にてご提出ください。FAX又は電子メールによる提出は受け付けません。

(公募期間：2019年2月12日(火)から2019年3月14日(木))

(1) 提出期限：2019年3月14日(木)正午必着

期限までに着かなかった助成金交付申請書は、いかなる理由であろうとも無効とします。また、書類に不備等がある場合は審査対象となりませんので、「記入上の注意」を熟読の上、注意して記入してください(申請書のフォーマットは変更しないでください)。

(2) 提出先

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)

材料・ナノテクノロジー部 担当者名 林、大竹、齋藤 宛

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー19階

※郵送の場合は封筒に『微生物による高機能品生産技術開発』に係る申請書在中』と朱書きください。

※持参の場合はミューザ川崎16階の「総合案内」で受付を行い、受付の指示に従ってください。

※e-Rad上の登録が期限に間に合わない場合、必ず事前にNEDO担当部に相談してください。

5. 応募方法

(1) 申請書類の作成について

助成金を希望する事業者は、助成金交付申請書10部(正1部、副9部)及び受理票1部をNEDO事務局(上記4.(2)提出先)まで提出してください。なお、申請書は日本語で作成し、添付書類を含め全てA4サイズにしてください。

※助成金交付申請書及び記入上の注意事項は、申請書様式をご参照ください。

(2) 申請に関する注意

- ・受理票に添付されている「申請時提出書類の確認表」で提出書類及び必要部数をご確認ください。また、申請者で確認済みチェックを入れた確認表も一緒に送付(持参)してください。
- ・助成金交付申請書(様式第1)、助成事業内容等説明書(添付資料1)、助成事業実施計画書(添付資料2)、企業化計画書(添付資料3)、主任研究者研究経歴書(別添1)、テーマ説明資料(別添2)、

利害関係の確認について（別添3）を1セットにしてダブルクリップでとめたものを10部（正1部、副9部）提出してください。

- ・助成事業実施計画書（添付資料2）に含まれる「（別紙1）研究体制表」と「（別紙2）積算」を作成するための様式ファイルを使って作成してください。公募ページの資料欄からダウンロードしてください。
- ・事業成果の広報活動について（添付資料4）、非公開とする申請内容（添付資料5）、NEDO 研究開発プロジェクトの実績調査票（企業のみ）（別添4）は、2部（正1部、副1部）提出してください。
- ・会社案内（会社経歴、事業部、研究所等の組織に関する説明書）を2部提出してください。ただし、提出先のNEDO 部課と過去1年以内に契約がある場合は不要です。
- ・直近の事業報告書及び直近3年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）を2部提出してください。
- ・国外企業等と連携している、又はその予定がある場合は当該国外企業等と締結した共同研究契約書の写し、又は当該外国企業との共同研究の意志を示す覚書の写しを1部提出してください。

（注）連携している、又は連携しようとしている国外企業等がNEDO の指定する相手国の公的資金支援機関（スペイン政府・産業技術開発センター（CDTI）が該当。）の支援を受けようとしている（又は既に受けている）場合は、NEDO が提供する交付申請書（英文様式）の写し、もしくは既に認証を取得しているのであれば交付決定書及び認定証（ラベル）の写し1部。詳細はNEDO ウェブサイトにて御確認ください。

ジャパン・スペイン・イノベーションプログラム（JSIP）

<https://www.nedo.go.jp/activities/AT1_00469.html>

(3) 申請書類の受理及び申請書類に不備があった場合

- ・応募要件に合わない申請者の申請書又は不備がある申請書は受理できません。
- ・提出された申請書を受理した際には申請書類受領を申請者にお渡ししますので、あらかじめ受理票に会社名・担当者名等ご記入の上、送付（持参）してください。
- ・提出された申請書等は返却しません。
- ・申請書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、申請を無効とさせていただきます。その場合は書類を返却します。

(4) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録

応募に際し、併せてe-Rad へ申請書を申請することが必要です。連名の場合には、代表して一法人から登録を行ってください。詳細はe-Rad ポータルサイトをご確認ください。

e-Rad ポータルサイト：<http://www.e-rad.go.jp/>

6. 秘密の保持

- ・NEDO は、提出された申請書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿って定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。
- ・採択審査委員（評価者）には守秘義務がありますが、申請者が申請書の一部について非公開の扱いを希望する場合は、該当する部分を「添付資料5」に明示ください。NEDO はその部分については評価者に開示しません。ただし、この場合、評価者の判断材料が不足するために評価が低くなるおそれがありますので、ご注意ください。
- ・取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発等実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、申請書の「（別添1）主任研究者研究経歴書（CV）」については、独立行政法人等の保有する個人

情報の保護に関する法律第 3 条の定めにより、助成事業者決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。

- e-Rad に登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

7. 助成先の選定について

(1) 審査の方法について

- 外部有識者による採択審査委員会と NEDO 内に設置する契約・助成審査委員会の二段階で審査します。
- 採択審査委員会では、助成金交付申請書の内容について審査し、本事業の目的の達成に有効と認められる助成事業者候補を選定します。
- 契約・助成委員会では、採択審査委員会の結果を踏まえ、NEDO が定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。
- 必要に応じてヒアリングや資料の追加等をお願いする場合があります。
- 助成事業者の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

(2) 審査基準

a. 採択審査の基準

- i. 事業者評価
技術的能力、助成事業を遂行する経験・ノウハウ、財務能力（経理的基礎）、経理事務管理／処理能力
- ii. 事業化評価（実用化評価）
新規性（新規な開発又は事業への取組）、市場創出効果、市場規模、社会的目標達成への有効性（社会目標達成評価）
- iii. 企業化能力評価
実現性（企業化計画）、生産資源の確保、販路の確保
- iv. 技術評価
技術レベルと助成事業の目標達成の可能性、基となる研究開発の有無、保有特許等による優位性、技術の展開性、製品化の実現性、重要技術課題との整合性

b. 助成金の交付先に関する選考基準

助成金の交付先は、次の基準により選考するものとする。

- i. 助成金交付申請書又は申請書の内容が次の各号に適合していること。
 1. 助成事業の目標が機構の意図と合致していること。
 2. 助成事業の方法、内容等が優れていること。
 3. 助成事業の経済性が優れていること。
- ii. 助成事業における助成事業者の遂行能力が次の各号に適合していること。
 1. 関連分野における事業の実績を有していること。
 2. 助成事業を行う人員、体制が整っていること。（国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。また、特に NEDO が指定する相手国の公的資金支援機関の支援を受けようとしている（又は既に受けている）場合はその妥当性が確認できること。）当該開発等に必要な設備を有していること。

3. 助成事業の実施に必要な設備を有していること。
4. 経営基盤が確立していること。
5. 助成事業の実施に関して機構の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

(3) 採択先への通知及び公表

- ・採択された事業については、NEDO から申請者に通知します。不採択の場合も、評価結果を添えてその旨を通知します。なお、通知の時期は、2019年4月下旬を予定しています。
- ・採択された事業に関しては、申請者の氏名、助成事業の名称及び助成事業の概要をNEDOのウェブサイトに公表します。また採択審査委員（評価者）の所属、氏名について、採択決定後にNEDOのウェブサイトに公表します。
- ・必要に応じてニュースリリースを行う場合があります。採択事業者が採択に係るニュースリリース等を実施する場合は事前に担当部までご相談ください。

(4) スケジュール

2019年

公募期間： 2月12日（火）～3月14日（木）（応募状況等により、延長の場合あり）

公募説明会： 2月20日（水）（会場：川崎）

2月21日（木）（会場：大阪）

審査期間： 3月中旬～4月中旬（ヒアリング審査 3月29日予定）

採択決定： 4月下旬予定

8. 留意事項

(1) 研究開発計画の変更について

交付規程に基づいて、研究開発の途中段階にて実施内容の見直しや、研究開発を中止する場合があります。

(2) 企業化状況報告書等の提出

採択された事業にあつては、助成事業完了後に企業化に努めていただくとともに、5年後までの企業化状況報告書を毎年度提出していただきます。また、助成事業の成果を踏まえた当該助成事業に係る事業化計画書等を提出していただくことがあります。

(3) 収益納付

当該助成事業の企業化等により、収益が生じたと認められたときは交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付していただくことがあります。

(4) 処分制限財産の取扱い

助成金執行の適正化の観点から、助成事業で取得した機械装置等の取得財産には処分制限があります。（交付規程第16条）

(5) 助成金交付

申請内容及び採択条件等を踏まえ、複数年度交付決定を予定しています。

(6) 主任研究者研究経歴書

助成事業の遂行を管理し、各種文書の提出や研究員の従事日誌の確認等を行う助成事業を遂行す

る際の責任者である主任研究者について、研究経歴書に記載していただきます。詳細は別添 1 を御覧ください。

(7) NEDO 研究開発プロジェクトの実績調査票の記入

過去に実施した NEDO の研究開発プロジェクトの成果について調査票に記載していただきます。詳細につきましては別添 4 を御覧ください。

なお、本調査は採択審査に活用しますので、必ず提出をお願いいたします。

(8) 追跡調査・評価

助成事業終了後、追跡調査・評価に御協力いただく場合がございますので御協力をお願い申し上げます。追跡調査・評価については、添付の参考資料 1「追跡調査・評価の概要」を御覧願います。

また、特許等の取得状況及び事業化状況調査（バイドールフォローアップ調査）についても、御協力をいただく場合がございます。

(9) 「国民との科学・技術対話」への対応

本助成業務に係る講演、成果展示、情報発信等の研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下、「国民との科学・技術対話」という）に係る経費の計上が可能です。

本事業において「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。その際、経費は内容に応じて該当する費目（消耗品費、旅費、借料等）にそれぞれ計上してください。

① パネル作成料、展示会出展料、セミナーに係る会場費、本活動に係る旅費等を計上することができます。

② 本助成業務以外の内容が含まれる場合は、講演時間や展示内容等を勘案して合理的に按分して計上してください。（この場合、算出根拠を明確にしてください。）

本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は中間評価・事後評価の対象となります。

【参考】

平成 22 年 6 月 19 日総合科学技術会議

「国民との化学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<http://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

(10) 本事業で得られた成果の発表の取り扱いについて

本事業では、交付規程第 9 条第 1 項二十一号及び第 23 条第 2 項に定める報道機関その他への成果の公開・発表等については、以下のとおりとします。

① 本事業の成果、実用化・製品化に係る発表又は公開（取材対応、ニュースリリース、製品発表等）を実施する際は事前に NEDO に報告を行うものとする。特に記者会見・ニュースリリースについては事前準備等を鑑み原則公開の 3 週間前に報告を行うものとする。

② 報告の方法は、文書によるものの他、電子媒体（電子メール等）による通知を認める。その際、NEDO からの受領の連絡をもって履行されたものとする。

③ 公開内容について NEDO と事業者は内容を調整・合意のもと、協力して効果的な情報発信に努めるものとする。

- ④ 前項目に基づき発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、記載例を参考にしてその内容が NEDO 事業の成果として得られたものであることを明示する。なお、その場合には、NEDO の了解を得て NEDO のシンボルマークを使用することができる。

【発表又は公開する場合の記載例】

「この成果は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の事業において得られたものです。」

【事業化等について発表又は公開する場合の記載例】

「これは、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の事業において得られた成果を（一部）活用しています。」

(11) 交付決定の取り消し

申請内容の虚偽、助成金の重複受給等が判明した場合、交付決定後であっても交付決定を取り消し、助成金の返還を求めることがあります。

(12) 交付にあたっての条件について

交付規程第 9 条の他に、新たに条件を付加する場合があります。

(13) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO 策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2）に基づき、NEDO は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください：経済産業省ウェブサイト

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御覧ください：NEDO ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
- ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDO との契約締結や補助金等の交付を停止します。（補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 6 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。）
- iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、NEDO の事業への応募を制限します。
（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1～5 年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認さ

れた場合には、10年間の応募を制限します。)

- iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i~iii の措置を講じることがあります。
 - v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。
- b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について
- 本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。
- 体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。
- また、NEDO では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(14) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。※4）に基づき、NEDO は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※4. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： NEDO ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

- a. 本事業において不正行為があると認められた場合
 - i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
 - ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2~10 年間)
 - iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。

(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間)

- iv. 府省等の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- v. NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者(当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。)については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c. NEDO における研究不正等の告発受付窓口

NEDO における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 検査・業務管理部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

電子メール：helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ウェブサイト： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html ヘルリンク >

(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)

(15) 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制*が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知

識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

- c. 本助成事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。交付決定時において、本助成事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。なお本助成事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。
- d. 安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。

経済産業省：安全保障貿易管理（全般） <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

（Q&A <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>）

- ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易センター <http://www.cistec.or.jp/>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

9. 説明会の開催

本助成事業の内容、応募に係る具体的な手続き、提出書類の記載方法等の説明会を次のとおり実施します。応募にあたって公募説明会への出席は必須ではありませんが可能な限りご出席ください。共同提案される場合は、代表の方のみで構いません。説明会は日本語で行います。

出席希望の方は、公募ページの申込みサイトよりお申し込みください。各会場での説明内容は同一のものです。

[川崎会場]（参加登録期限：2月18日（月）17時まで）

日時：2019年2月20日（水）13時30分～14時30分（受付13時00分～）

会場：国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 23階 2301会議室

〒212-8554 神奈川県川崎市大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー23階

23階エレベータホールを左にお進みください。（16階での受付は不要です）

アクセスマップ (<http://www.nedo.go.jp/introducing/honbu.html>)

[大阪会場]（参加登録期限：2月18日（月）17時まで）

日時：2019年2月21日（木）11時00分～12時00分（受付10時30分～）

会場：国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 関西支部

〒530-0011 大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪 ナレッジキャピタルタワーC 9階

アクセスマップ (https://www.nedo.go.jp/introducing/nedo_kansai_gaiyou_map.html)

10. 問い合わせ先

事業の内容及び契約に関する質問等は説明会で受け付けます。それ以降のお問い合わせは、2月12日（火）から3月7日（木）の間に限り下記宛てに電子メールにて受け付けます。ただし審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

材料・ナノテクノロジー部 林、大竹、齋藤

電子メール：smartcell*ml.nedo.go.jp [*を@に変えてください]

1 1. その他

メール配信サービス (<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>) に御登録いただきますと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを随時メールにてお送りいたします。ぜひ御登録いただき、御活用ください。